

南砺市農業委員会第16回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 10月 3日
- 2.開会時刻 令和 6年 11月 6日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 6年 11月 6日 午後3時08分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 18名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	欠	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 議案第72号 農地の非農地証明願いについて
 議案第73号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第3 協議第15号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について
- 第4 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由
里、主査 高田 賢寿、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。定刻となりましたので、ただ今より第16回南砺市農業委員会令和6年11月の総会を開始したいと思います。NHKのニュースでも報道がありましたが、農林水産省が今年の新米の9月末時点の検査結果を発表されまして、最も品質のよい1等米の割合は91.1%となりまして昨年の同じ時期を上回って例年並みの水準となっています。昨年は猛暑の影響でコシヒカリを中心に米粒が白く濁るなど品質が低下したことで1等米の割合が56.8%だったところを34.3ポイント上回ったところでございます。今年も猛暑だったわけでございますけれども、今年は昨年と違って適度に雨が降ったことで少し気温が下がったことや農家の皆さんが昨年の経験から水や肥料の管理に気をつけたことで品質があがったものと考えているところでございます。ちなみに9月末時点のコシヒカリの玄米の相対価格は20,444円ということです。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中18名が出席されております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

おつかれさまです。大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ご承知のとおり農業委員会というのは優良農地の確保、そして担い手の育成というのが大きな2本立てになっていると思っていますところです。農業委員は仕事として法律に基づいて私どもも仕事しているわけですが、行動する農業委員会ということで座っているだけの農業委員ではいけないということで春先からみなさんにご苦労いただき地域計画を作成いただき事務局でとりまとめを進めていると聞いています。また片方の非常に大事な優良農地の確保という面では、今月から農地パトロールをこれまでと違った方法で全地域を見ていただくということで大変ご苦労をかけているということで感謝を申し上げます。富山県の荒廃農地は聞いているところによりますと285ヘクタール、他県に比べると比較的少ないというふうに言われているわけでございますが、これから担い手がだんだん先細っていくという中では、やはりしっかり発生しないように農業委員の責務があるのかなというふうに思っておりまして、皆様方のこれまで以上のご協力をお願いしたいと思っております。それでは、本日の第16回の農業委員会を開催いたします。慎重に審議をよろしくお願いいたします。

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、13番委員、14番委員の2名の方よろしくお願いいたします。

議長

それでは議事に入ります。

議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 70 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 5 件の申請がありました。田 4 筆 23,963 m² 畑 1 筆 47 m² 計 5 筆 24,010 m²です。

受付番号 1 番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田 6 筆 15,280 m²でございます。理由につきましては、耕作者に譲渡するものということでございます。申請地は譲受人さんが利用権設定をして正式に耕作されているところとして、今までは借りて耕作するという形だったのですが、譲渡人も県外におられて戻ってこられる見込みもないということで、今回所有権を移転することにしましたものです。

受付番号 2 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては畑 1 筆 47 m²でございます。理由につきましては、自家用の野菜を作るためということでございます。譲受人は、近くにある宅地を購入されまして現在すでにそこにお住まいでございます。住所もそこになっているのですが、こちらにお住まいになられて隣にあります今回の畑で自家用の野菜を作りたいということで今回申請があったものです。ご夫婦二人で移住してこられた方で、夫婦二人で野菜を作りたいということでした。

受付番号 3 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては田 2 筆 2,784 m²でございます。理由につきましては、新規就農者として耕作するものということでございます。譲受人さんは自営業の方で〇〇〇〇で農業を教わっているということで、今回自ら農地を取得して耕作をしたいということで申請があがったものでございます。認定新規就農者さんという位置づけではないのですが、農業を新しくはじめたいということで新規就農者として頑張りたいということでございました。〇〇〇〇では自然栽培を教わっているのですが、申請地では自然栽培はそぐわないということで、通常の栽培方法で米作りをするということです。

受付番号 4 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては田 1 筆 346 m²でございます。理由につきましては、自家用の野菜を作るためということでございます。譲受人の住所は県外になっていますが、宅地を購入して現在はもうそこにお住まいでございます。ただ、この県外のご住所にはご家族とお住まいだったそうで、譲受人がこちらで農業をしたいということでその思いをご家族に相談されて理解を得て、単身でこちらに来られているということだそうです。お子さんもいらっしゃるのですが、もう成人しているということで理解をしてもらえたということだそうです。面積も小さいのでとりあえず自家用の野菜を作りたいということです。

受付番号 5 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては田 2 筆 5,553 m²でございます。理由につきましては、農業経営規模の拡大ということでございます。譲受人は、〇〇〇〇の組合長さんでありますから個人でなく法人で耕作するのではないかと、それなら法人で取得すべきでないかとなるのですが、〇〇〇〇という法人はちょっと変わった経営の仕方をし

ているようで、構成員みんなで集落の農地を耕作しているのではなくて、個々の農地にそれぞれ耕作する人が決められているそうです。耕作するための機械は法人で所有しているものを共有で使用しますが、耕作は個人個人で決められた農地をその人が基本的に耕作するスタイルだそうで、言ってしまえば個人がそこを耕作しているという経営の仕方をしているということでした。このことについて、農業会議に確認しましたところ、最終的に3条の目的というのは耕作をしてもらうこと、農地を荒らさないように耕作してもらうのが一番の目的であるし、そういう経営の仕方をしているのであれば、だめという理由もないのではないかとということでありましたので、今回は上げさせていただきます。実は、この申請は先月提出されていたのですが、そこら辺のことを確認するのに時間を要しまして今回の案件となりました。譲受人の息子さんも一緒に耕作されるということで、今後荒れたりしないのであればいいのかなということ今回あげさせていただきました。さらに言えば、集落をまたいでしまうのですが、地元の集落では誰も引き受けてもらえないということで譲渡人が困っていらっしまったというご事情もありまして、このまま誰も引き受けず荒廃してしまふより耕作しますという方がいらっやるのであれば認めないというものどうかなということもありまして今回案件としてあげさせていただきます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 5番目の案件ですが、結局取得した農地を譲受人以外が耕作する可能性もあるのか。

事務局 それはないということです。

〇〇委員 法人とは関係ないと考えればよいのか。

事務局 そうですね。法人としてすることはないということです。個人で申請しておられますし、経営の仕方がさきほどお話ししたような形態なので、個人で耕作することは可能な状況ということでした。

〇〇委員 結論としては法人とは関係ないということでいいか。

事務局 法人と関係ないといえますか、この法人自体が普通の営農組合とは違って先ほど説明しましたように個々の集合体といえますか、昔のたぶん機械の組合というか、機械だけ、苗だけ、あるいは乾燥だけ共同でやろうかみたいな、でも農地は自分の農地あるいは個人的に決められた農地をそれぞれやっているという感じだそうです。

機械はやっぱり法人のを利用すると思いますので、無関係かと言われるとそうでもなくて、法人としてほかの人が耕作することはないということです。

〇〇委員 苗とかも個々ではないだろうね。わかりました。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 71 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 71 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 2 件の申請があり、田 1 筆 780 m² 畑 1 筆 185 m² 計 2 筆 965 m²です。

駐車場敷地	1 件	田	1 筆	780 m ²
車庫敷地及び宅道拡大	1 件	畑	1 筆	185 m ²
計	2 件		2 筆	965 m ²

受付番号 1 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんということで、申請地は 780 m²で、転用の目的としましては、駐車場敷地ということでございます。譲受人は、呉西地区を管轄としておりまして、平成 20 年に 5 森林組合の合併により誕生したそうです。そのときに本所と〇〇支所を現在の場所に置かれたそうです。これだけの規模を管轄している事務所ですから、毎月 1 回安全講習会が開催されていまして、たくさんの方が集まってこられるということで、各森林組合さんからは約 20 名、関連会社からは約 70 名の参加があるということです。定期に開催される理事会や各種会合においても常に 20 名くらいの参加があり慢性的な駐車場不足の状態であったということです。市も合併しているのですが、合併によりまして空いていました市の職員駐車場を借りて利用していたのですが、令和 3 年に福光庁舎に統合されたことによりまして、職員が福光にたくさん集まることになりまして、借りていた駐車場がまた今度借りれなくなったということになりまして、講習会とか各種会合の時に停めれるところがなくなってしまい、仕方なく路上駐車をするようになったところ周辺住民から苦情が来るようになりまして大変な迷惑をかけていたとのこと。しまいには警察からも注意を受けることもあったということです。路上駐車していた道は狭いので路上駐車をすると事故が起こる可能性もあり危険ということで、今回新たな駐車場を整備したいと計画されたものです。駐車場につきましては 28 台分ということです。さきほどたくさんの方が来られると言いましたが、乗り合わせでこられることも考えて 28 台分で計画したとのこと。農地区分につきましては用途地域ということで 3 種農地、許可基準は、原則許可ということで判断しております。

受付番号 2 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんということで、申請地は畑 185 m²で、転用の目的としましては、車庫敷地及び宅道拡大ということござ

います。

譲受人は、譲渡人の娘さんでありまして、結婚して子供が生まれられて3人でずっとアパート暮らしだったのですけれども、今年の4月から仕事に復帰するというので子供の送迎等をお願いするために実家に戻ってこられまして現在同居されているそうです。家は実家に住んでいるので大丈夫なのですが、旦那さんと奥さんの車を停めるところがないということで、現在は向かいにある敷地を貸してもらって停めている状況だそうです。その場所が冬になると利用できなくなる場所だそうで、冬がくる前に早急に駐車場を確保する必要がでてきたということで今回申請したということです。

それと合わせまして、奥にある家に入るための宅道が狭いということで合わせてそちらも広げたいという申請になっております。

農地区分につきましては山間部ということで2種農地、許可基準は、代替の可能性なしということで判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 それでは、議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の議題へ進みます。

議案第72号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第72号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は、1件の申請がありました。

○○地域で1件 畑 1筆 300㎡ の申出がありました。

所有者は○○○さんでございます。百瀬川筋下流の方から右岸側民家もすぐそばでありまして入ってすぐのところですが最近続いています治山の堰堤の関係です。工事の関係もあつたかと思いますが、周りの杉林から見ますと手前の方が開けているというか畑があつたのかなというような感じで、現地を10月4日に○○委員と担当であります○○課の○○主任と現地を確認してまいりました。よろしければ○○委員さんよろしくお願ひいたします。

○○委員 事務局と現地確認にいつてまいりました。いつものことですが、急傾斜のところではできないかなという感じでみてきました。

事務局 ありがとうございます。

議長 以上の案件について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 72 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 73 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 73 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 10 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、40 件・119 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 404,681 m² です。

今月からまた中間管理事業が入ってくるんですが、1～38 番は相対で 39・40 番だけが中間管理事業となります。相対のほとんどが〇〇〇〇の契約更新でほとんどが再設定の契約になります。38 番の〇〇〇〇さんが借り受けされるものは新設定になっていますが、もともとお父さんが借り受けされていたところをお父さんが亡くなられたために息子さんが引き継がれたということで、新設定になっているものです。流動化率は前回より微減の 62.85%です。

議長

はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくをお願いします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 73 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして協議事項へ進みます。

協議第 15 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 15 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回5件の申請がありました。

除外の受付番号1番です。

願出者の方は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

願出地は2,545㎡の田で用途はコンテナの置き場として使いたいということです。地図を見ていただきますとちょうど真ん中に三角形のところがあるかと思いますが、そこが〇〇〇〇さんの解体等の作業をされるメインのところでございます。その下に駐車場・温浴施設さらにその下に駐車場とあります。この前段として令和2年度に温浴施設と書いてある縦長のところをいったん転用されています。当時は下が車庫になっていますけど、〇〇〇〇さんの駐車場であったり貸し出しのバスの駐車場として拡張されて利用しておられました。ところが、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、温浴施設を作られた。こちらとしては計画と違うことをし始めたという思いがあるところにさらに今回の申請を受けたものです。今回の申請地は3条で取得されて1作されたばかりのところなんです。まずは〇〇〇〇の経営をしていたのですが昨今のコロナ禍でとうとう事業が回らなくなったということでそちらを撤退されたということで先の駐車場施設としての利用価値が低くなったということだそうです。今は車庫となっております、施設自体は重機や資材を入れたりするのに利用しているということです。それとまた平行しているのか分かりませんが昨今のSDG'Sじゃないですけど環境に配慮した指導ということで県からも廃材の処理を単純に燃やすのではなくて分別するとか再利用するような指導を受けていたそうです。それもあって焼却による熱を利用した温浴施設という案件で、聞くところによりますと昨年の12月に開浴されてSNSでもかなり評判が出ているようにも見えていますけど、そういった形で当時申請を受けた形とは違う形で運営をされていました。さらに今年の正月に能登の地震があったということで今も災害の処理がずっと続くと言っておられた。R8年まで無休で働いても処理できないだろうということでした。それとは前後するのかもしれませんが、廃材の処理の関係で単に廃材を引き取って焼却するだけでなく鉄製のコンテナを扱う事業にも転換しておられるそうで既に200基のコンテナを使っておられるそうです。そういった時に震災が起きまして需要が高まり、被災地では職を失った方々を20人30人と雇い入れたり、当市にも何人か来ておられるとも聞いています。その対応が県下でできるのが2社しかいないそうで〇〇〇〇さんも非常に逼迫している流れで今回の申請となったそうです。

願出地には200基のコンテナを入れまして計400基とするそうです。コンテナは管理上平積みで並べて台数とかサイクルの管理をされなければならないということで今回の申請となったそうです。ひとつひとつ見るとどうなのかなと思いますが、一通り流れで聞きますといろいろな時間の流れと情勢があったのかなと感じてはおります。400基と言いましたが当然400基並べることはできないので、冬場の稼働率が悪いことも計算しまして6割程度で計算しているということです。

除外の受付番号2～3番です。

願出者の方は〇〇〇〇さん、3番の譲受人は〇〇〇〇さんでございます。2件となっておりますがこれは1件相当の是正案件です。

〇〇〇〇という会社の社長さんです。会社の前には先代からの車庫が2棟あるような感じで大きめの車庫が是正案件ということで1件目の申請になります。その建屋自体が隣の畑にかかっているということで今回そちらもあわせて是正申請されるために除外申請するものです。

除外の受付番号4番です。

願出者の方は〇〇〇〇さんでございます。時代の流れでしょうか宅地の左側に既に昭和50年代に増築なのか改築新築のときなのか分かりませんが、はみ

出して建っているということで、農家の住宅敷地として是正の申請をしたいということです。

除外の受付番号5番です。

願出者の方は〇〇〇〇さん、譲受人はお孫さんの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は現在市外のアパートに奥さんとお住まいで、もう直お子さんが生まれられるということだそうです。道縁のところで既存地との間にかかるようなところで四角い住宅を建てられるということで、その一部が農地にかかるということで今回除外申請となっております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 コンテナですが、中に入ってるものを積み上げるわけではないですよね

事務局 空になったものを置かれると思っています。一時処理が間に合わなくて置くのはわかりませんが。

〇〇委員 我々は農地を守ってもらわないといけないものですから、その排水とかそういうのは大丈夫なのか。そこまで農振除外のときは気にしないでいいのかな。

〇〇委員 土地改良区のほうで農振除外するときに必要な面積、遊水地等の面積をこんだけあっていかがでしょうかと相手から申請あって中身を審査して、なら分かりましたってということになる。今回の件の場合、雨水は排水へ落ちるけど、申請地の真横に用水が両方ありまして、用水のところに落ちないということはないと思う。一部は落ちると思う。自分の家から近いので実態はよくわかる。

事務局 今お話をしたのは雨水排水の処理の件で、いつも当市では1000㎡以上の転用であれば確認、県は3000㎡以上となっているが市では土改さんの関係で厳しめにしているということで、今回伺っているのはすべて碎石の舗装で雨水排水はすべて地下浸透するというふうに聞いています。申請者は、碎石舗装であれば雨水を保水する能力が高く、田よりまだ上回っているみたいなことを言っておられまして、自分たちはそこらへんは詳しくないのですが胸張っておられました。

当然表面水の流出はあるかもしれませんが、アスファルト舗装するものではないということでした。

それと先ほどの〇〇委員が言われたのは、多分コンテナが廃材を入れるのであれば不衛生ではないかという意味合いもあったのかと思いますが、処理は横でやって高圧洗浄で洗って綺麗にした状態で並べてそれを次へ出すという駐留基地というふうに聞いていますので、ここに廃材が並ぶということはないと思います。あとはいつものようにこの申請があがってくるときに隣接の方とかや区長さんや耕作者さんのはんこはいただいていますので、ある日突然知らなかったということはないかと思いますが。

〇〇委員 そこで解体していたとか分別していたということにいつの間になつていたということにはならないだろうね。

事務局 これだけの企業さんですし、そんなことはないと思います。先日通ったときにはすっかりしていて、都会的といいますか周りにも景観的に配慮してい

るのかなと感じました。

議長

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 15 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 20 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 7 件の届出がありました。面積は、すべて田で 38,902 m²です。
1 番と 2 番につきましては、5 条申請するために合意解約されたものです。
3 番につきましては、現在耕作しておられるところを 3 条申請されるために合意解約されたものでございます。
4 番につきましては、自作されるために合意解約されたものです。
5 番につきましては、息子さんが R7 年 4 月 1 日から新規就農するため、合意解約されたものでございます。
6 番につきましては、現在耕作しておられるところを別の方が 3 条申請されるために合意解約されたものでございます。
7 番につきましては、3 条申請するために合意解約されたものでございます。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・次回総会后市長との懇親会 開催案内と出欠確認
- ・農地パトロールについて 安全に注意して引き続きお願いしたい
- ・富山県農業委員会研修大会 11/13 出欠本日締切
- ・「農業の手引き」の配布
- ・総会終了後、地域計画の打ち合わせあり (福野地区以外)

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和6年12月6日（金）午後3時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第16回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時08分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長